

第98回福島県入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日時 令和7年4月24日(木) 14時00分～15時05分

(2) 場所 福島県庁西庁舎 12階 講堂

(3) 出席者

ア 委員

伊藤宏(委員長)、伊藤洋子、小堀健太、佐藤成、澤田精一、島田マリ子、鈴木美砂子、高畠亮、渡邊太健史

イ 県側

総務部長、総務部政策監、入札監理課長、入札監理課主幹兼副課長、入札監理課主幹、農林総務課主幹、農林技術課長、土木部長、土木部次長(企画技術担当)、技術管理課長、建設産業室長、教育庁財務課主幹兼副課長、警察本部会計課次席、入札用度課主幹兼副課長、施設管理課主幹兼副課長、森林計画課主幹

(4) 次第

1 開会

2 辞令交付

3 挨拶(総務部長・土木部長)

4 委員長選出

5 議事

(1) 報告事項

ア 県発注工事等の入札等結果について(令和6年4月～令和7年2月)

イ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について(令和7年2月～3月分)

ウ 令和7・8年度工事等請負有資格業者の登録について

エ 少額随意契約の基準額の見直しについて

(2) 各委員の意見交換

(3) その他

6 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

定刻となりましたので、ただいまから「第98回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

本日の会議は、着座にて行いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

本日、市岡委員につきましては所用により欠席となっております。

はじめに本日は、改選後、初めての委員会となりますので、委員の皆様に辞令の交付を行います。

五十音順で御名前をお呼びいたしますので、その場で御起立を願います。

(総務部長から辞令交付)

【入札監理課主幹兼副課長】

つづきまして、事務局職員を紹介いたします。

(事務局紹介)

続いて、國分総務部長から御挨拶を申し上げます。

(総務部長あいさつ)

続いて、矢澤土木部長から御挨拶を申し上げます。

(土木部長あいさつ)

【入札監理課主幹兼副課長】

次に、委員長の選出でございます。福島県入札制度等監視委員会規則第4条第1項の規定により、委員の皆様の互選によることとなっております。御意見のおありになる方は御発言をお願いいたします。

【高島委員】

前に委員会で委員長を勤められた伊藤委員がいらっしゃいますので、続投でお願いできればと考えます。

【入札監理課主幹兼副課長】

ただいま、伊藤宏委員が適任ということで御意見がございましたがいかがでしょうか。

(異議なし)

【入札監理課主幹兼副課長】

皆様御異議がないようですので、伊藤宏委員が委員長に選出されました。

伊藤（宏）委員長、委員長席へ御移動願います。

(伊藤（宏）委員、委員長席へ移動)

それでは、伊藤（宏）委員長より一言御挨拶をお願いします。

【伊藤（宏）委員長】

かなり長い間、この委員会をやっておりまして、ずっと委員長を勤めさせていただいております。試行であったり、継続審議というのもございますので、この任期の間に目途をつけていけたらいいと思っております。この委員会とは直接関係ないですが、一昨年、佐藤委員が委員長となって、職員の不正防止の委員会をやって、入札以外についても色々な提言をさせていただいたのですが、昨日またいわきの方で、かなり酷い飲酒運転で、夜酔っぱらって朝出かけて酒が残っているのではなくて、本当に酒を飲んで意識がないくらいの状態で、運転していたというかなり酷い事件がございました。入札に関わる不祥事はもちろんのこと、県の職員の皆様におきましては、不正のないように一層気を引き締めてお願いしたいと思います。

以上でございます。

【入札監理課主幹兼副課長】

ありがとうございました。

次に、福島県入札制度等監視委員会規則第4条第3項の規定により、委員長から委員長職務代理者の指名をお願いいたします。

【伊藤（宏）委員長】

はい、伊藤洋子委員を委員長職務代理者に指名いたします。
よろしいでしょうか。

（異議なし）

はい、ありがとうございました。

【入札監理課主幹兼副課長】

続きまして、福島県入札制度等監視委員会規則第8条第3項及び第4項の規定により、委員長からそれぞれの部会に所属する委員及び部会長の指名をお願いいたします。

【伊藤（宏）委員長】

はい。それでは、再苦情調査部会の部会長として澤田委員、談合等調査部会の部会長として佐藤委員を指名します。

また、再苦情調査部会に所属する委員は、市岡委員、小堀委員、島田委員、高畠委員を指名します。談合等調査部会に所属する委員は、伊藤洋子委員、鈴木委員、渡邊委員、そして私、伊藤（宏）といたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

ありがとうございました。

総務部長、土木部長につきましては所用によりこれで退席させていただきますので、御了承願います。

（総務部長・土木部長退席、事務局席移動）

では、議事について、伊藤（宏）委員長、よろしくお願いします。

【伊藤（宏）委員長】

これより議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について、協議したいと思います。本日は、報告事項が4件ございますが、これらについては、公開で行うこととしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

始めに、報告事項ア「県発注工事等の入札等結果について（令和6年4月～令和7年2月分）」です。事務局より説明をお願いします。

【入札監理課長】

（「資料1」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

前回の委員会で、様々な入札方法があって、それをまとめた表を作っていたきたいという要望をしていたのですが、それを9ページに作っていただきました。それも含めて質問等ございましたら、お願いします。

【小堀委員】

7ページの入札不調のところ、上にグラフを掲載いただいているので、良い意味で気になったところを確認させていただきます。左側の令和4年、令和5年と比べて、応札なしというのが令和6年度は減っている印象を受けまして、その辺り、こういった工夫であったり、こういった取り組みを、結果としてこういった状況になっているのかを、把握されているのであれば教えていただければと思います。

【入札監理課長】

個別具体的にというところまではないですが、従前から入札不調対策ということで、発注見通しの公表とか、いわゆる配置技術者の兼務といった要件緩和という形で、企業側も受注しやすい状況というものを、整備を進めてきたということもございまして、良い成果が徐々に反映されてきているのかなと考えているところでございます。

【伊藤（宏）委員長】

はい、ほかいかがでしょうか。

作っていただいた9ページの表ですけど、なかなか作るのは難しいんですけれども、下から3つ目のところに、一抜け一括審査方式というものがありますが、これは別のジャン

ルの入札方法ではなくて、上に全部含まれるというのか、ということですよ。

【入札監理課長】

条件付一般競争入札の中で、記載してあるような要件で実施するということで、全体を網羅してるような形ではあるんですが、ちょっとここに記載をさせていただいているところでございます。

【伊藤（宏）委員長】

ほかいかがでしょうか。

【佐藤委員】

9ページの随意契約、400万円かっていうことで載っているんですけど、随意契約っていうと、私の感覚からいうと、特殊な資材とかの特殊なケース、相手がもうそれしかない、あとは金額的に少額でっていうのを想定してたんですけども、資料1-1、個別の見せていただくと、40ページ、41ページですね、随意契約というところで、参加者数っていう、参加業者の数だと思うんですけど、結構複数の業者が参加してるっていうのかなと思うんですけども、41ページに至っては、8者っていう数字が出てまして、ちょっと随意契約にこういう業者数が多いのは馴染まないような気はしてたんですけども、結構複数の参加があるような、ちょっとその辺りの説明をお願いしたいと思います。

【伊藤（宏）委員長】

随意契約って、1つの制度ではなくて、例えばいろいろなパターンがありまして、その辺について、説明していただけますか。

【入札監理課長】

委員仰るように、随意契約というのは、例外的に認められている契約方式という形になっていて、基本的には一般競争入札という形になっております。随意契約も、幾つか分類分けされておまして、一般的には工事の性質とか、目的が競争入札に適さない。例えば、文化財関係のものであったり、既存の設備と密接不可分で、ある程度その特殊性があって、特定の業者じゃないとなかなかできないとか、そういうものとかですね。あとは実際に競争入札を付して入札者がいない時とか、再度入札をして落札者がいなかった場合も最後の手段的な形でやらせていただくものとか、というものがございます。

あとは緊急随契という形でなかなか工事に着手していただくまでの期間が確保できないとか、そういった場合に例外的に随意契約を締結するというような形で、幾つか、実際法令上は9つほど分類をされているんですが、そういう形で、例外的に行うものという形でやっております。単独随意契約ばかりではなくて、実際に見積り合わせ的な形でやらせていただくので、競争性を確保するために複数者から見積りをとって、契約相手方を決定する、という形をとらせていただいているという形になっております。

【伊藤（宏）委員長】

一番右側の参加者数というと、競争入札の参加者数というふうなイメージなんですけど、これはそうではなくて、見積り合わせをした業者数という意味なんです。言い方悪いかもしれませんが、指名競争入札の指名者数と似た数字とご理解いただきたいと思います。

【佐藤委員】

金額がある程度大きければ、役所の手間暇も必要だと思うんですけども、ある程度この金額で、上限、9ページに載っている部分、400万円以下っていう、金額で上限が決まってるものについては、手間暇をかけないっていうのも1つの金額基準であるのか、だからその辺で随意契約が、競争入札はしないけれども、すぐお願いするというような形でもいいのか。今後、人が有限だっていうような方向にどんどん進んでいるはずなんで、余り手間暇をかけないっていうようなやり方を検討していかないといけないんじゃないのかと。ですから、随意契約の中でっていうことにはなるかと思うんですけども、業者の方でも、見積り合わせで、仕事をもらえばいいんですけども、ただ出させるだけで終わっちゃうっていうようなものは非常に嫌がるんですね。やっぱり業者の方もその作業量を抑えたいっていうことを考えると、まだちょっとそういう面で、例外的なものっていう意味では、随意契約っていうあるんでしょうけども、その少額的な金額制限があるものについては、見積り合わせなんていうのは、ある面、ネットである程度、金額参考にできるようなものもあるかと思います。もうちょっと、何か制度的に簡単なやり方をしてもらいたいのかなと思います。

【伊藤（宏）委員長】

はい、ありがとうございます。

議題のエのところに、少額随意契約の基準額の見直しについてというのがあって、資料4のところに書かれておりまして、後で説明があると思いますけれども、今回、国が少額随意契約の基準の金額を引き上げたんですね。引き上げるというのは、多分、物価高とかそういうようなこともありますけれども、さっき仰ったことも含まれていると思います。その時にまたご説明をいただければと思います。

ほかいかがでしょうか。

【島田委員】

条件付一般競争入札で、総合評価方式がある中で、ここで小さく6つに分かれています。標準型、簡易型は金額の違いで条件は一緒。特別簡易型になると、そこから③の施工計画の適切性を総合的に評価し、落札者を決定するというのがないわけですね。地域密着型、復旧型、復興型でそれぞれ工事の内容も違っての中で、6つに分かれています。ですが、これが必ずしも金額によって分ける内容ではない場合もあるなと気がしまして。そうした場合、予定価格というのは、それぞれの対象案件によっては、金額が前後することは若干あると理解してよろしいでしょうか。

【入札監理課長】

総合評価方式を進めていくにあたっては、外部の評価委員にお願いして、6類型ありますが、それぞれの部分で、実施することについての可否についてもご審議いただく制度になっております。委員仰るように必ずしもこの金額の枠だから型にはめるのではなく、工事の難易性があれば、上のランクであったり、逆に金額の割に簡易的にやれるものであれば、下位類型であったり、ご審議をいただきながら進めておりますので、こちらに記載してありますように、価格と価格以外の要素、いわゆる品質をしっかりと確保した技術力を確認しながら進めていくところで、判断しながら進めているという状況でございます。

【島田委員】

同じ様に価格競争の場合もそうだし、その他の指名競争、随意契約についてもそういうこともあるということで、同じですよと、価格についても。

【入札監理課長】

価格競争の場合は、技術提案的なものではなくて、金額の競争で落札できるという形になります。条件付一般競争入札となっているものは、地域要件とか格付け要件とか付させていただいておりますので、一番上段にありますフリーハンドでの一般競争入札とは違く、参加する条件が一定程度付されるということで、条件付一般競争入札の分類のほうにさせていただいているという形になっております。

【島田委員】

価格競争の場合に、400万円超えの3,000万円未満というのが絶対条件という訳ではないですよ。その都度、工事によってはまた、価格競争をするんでしょうけど。

【入札監理課長】

まずは金額で分類はしていくのですが、先ほど総合評価方式の中での類型みたいに、どちらに該当させるか、総合評価方式の枠の中でジャッジしていく形になります。400万円を超える3,000万円未満のところであれば、ものによっては価格競争、いわゆる技術的な評価を付さなくてもやれますよという形になっているのですが、同じ金額帯でもどちらを選ぶか、総合評価方式の地域密着型を選択するかとか、場合によっては、地域の守り手育成型方式を選択するかとか、その内容等を踏まえて発注者の方で検討していただくという形になっております。

【伊藤（宏）委員長】

ほかいかがでしょうか。

それでは次に移りたいと思います。

報告事項のイ「入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について（令和7年2月～3月分）」です。事務局より説明をお願いします。

【入札監理課主幹兼副課長・施設管理課主幹兼副課長・森林計画課主幹・入札用度課主幹兼副課長】

（「資料2」より説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいまの報告につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

ちょっと分からないので教えていただきたい。入札金額が間違っているのが後で分かって辞退したという、間違っていたというのはどう間違いだったのでしょうか。

【入札用度課主幹兼副課長】

まず1番ですけど、公用車の燃料ということで、業者さんにおいて、セルフの単価と、フルの給油単価の方を間違えておりまして、セルフの金額で入れてしまって、安めの金額で提示したもので、落札決定後に業者さんの方で気づいて、契約を辞退ということになりました。4番につきましては、コピー用紙の単価契約だったのですが、振興局の方では1箱ということで求めていたところ、こちらの会社さんの方は一締めというところで、勘違いをされておりまして、その分、単価が安い金額で札を入れてしまったということで、気づいて契約を辞退ということになったところでございます。

【伊藤（宏）委員長】

箱の中に、何締めぐらい入っているのでしょうか。

【入札用度課主幹兼副課長】

四締め程度です。

【伊藤（宏）委員長】

4分の1の価格を入れてしまったと。

他いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

【佐藤委員】

今のケースで、最低価格の制限っていうのには、こういうのは引っかけからないのでしょうか。

【伊藤（宏）委員長】

物品購入で、最低制限的なものはあるのでしょうか。

【入札用度課主幹兼副課長】

物品購入につきましては、最低制限価格は法令上認められておりませんので、最低制限価格というものは設定しておりません。

【伊藤（宏）委員長】

工事でも最低制限価格という制度を導入するか導入しないかというのは、言ってみれば任意ですよ。ほとんどの自治体とか、最低制限価格を設定しているんですけども、物品購入については、そもそもそういう制度は入れられないと。

【入札用度課主幹兼副課長】

物品の購入につきましてはありません。

【伊藤（宏）委員長】

ちなみに、国の工事は最低制限価格がないんですね。低入札価格調査制度しかないとは、なかったでしょうか。

【入札監理課長】

金額としては、最低制限価格も予定価格もイコールです。国の制度については、確認させていただきます。

【伊藤（宏）委員長】

制度は一応違う制度、国が低入札の制度であって、最低制限価格という制度自体はなかったと。地方自治体は最低制限価格、つまり、上限と下限を決めてその中で、基本的には競争をするということをやっている。低入札価格調査制度は、それよりも下だと、そもそも失格ではなくて、取りあえずその金額で工事ができるかどうかを調査してみて、調査オーケーだったら、金額より下でもオーケーと。ところが最低制限価格はもうその金額より下だったら、もうそれについて自動的にアウトという、制度自体はよく似てるけどちょっと違う制度、なんですね。それで国は、確か、最低制限価格制度というものの自体が、なかったような、地方自治体しか、入れられないんでしょう。

【佐藤委員】

古い記憶なのですが、10円入札というのがニュースになって。確か、コンピューター関係の。これでニュースになって、こんなことは良いのかってというのが問題になったような記憶があるのですが。物品は良いってということなんですかね。

【入札用度課主幹兼副課長】

物品の購入というところに関しては、制度がありません。

【伊藤（宏）委員長】

ダンピングですよ。

【佐藤委員】

ダンピングではないですね。他で儲けるっていう、入ってしまえば別で儲けるっていう発想だったんですね。その設備を入れれば、その後に保守で儲けるという発想で、取りあえず機器については安く入れるというような内容だったと思います。

【伊藤（宏）委員長】

またちょっと調べていただくということで。

はい、他いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に移ります。

報告事項ウ、令和7・8年度工事等請負有資格業者の登録について、事務局より説明をお願いいたします。

【入札監理課長】

（「資料3」より説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいまの報告につきまして御質問等ございましたらお願いします。

登録業者は、追加登録の機会もあるのでしょうか。

【入札監理課長】

半年に1回、追加の受付を実施することとしております。まもなく第1回目の追加の公告を行う予定となっております。

【伊藤（宏）委員長】

追加があれば、5・6年度くらいにはなりそうな。

【入札監理課長】

実際に、申請漏れをされた業者さんからの問い合わせも数者からいただいておりますので、そういう形で、数字としては増えてくるだろうと考えております。

【伊藤（宏）委員長】

はい、他いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に移ります。

報告事項エ、少額随意契約の基準額の見直しについて、事務局より説明をお願いいたします。

【入札監理課長】

（「資料4」より説明）

【伊藤（宏）委員長】

はい、ありがとうございます。

国の方が基準額を引き上げて、県も同じ金額に引き上げたということでございます。

いかがでございましょうか。

それでは、次に、（２）の各委員の意見交換に移ります。

どなたか発言される方いらっしゃいますでしょうか。

【澤田委員】

最初の伊藤委員長の挨拶にもありましたけども、入札に関わるですね、不正なりあるいは職員の不祥事というものもありますが、この間も県において、様々入札に係る事務研修など、行ってきてると思いますが、新年度になりましたので、改めて、令和７年度において、入札に係る研修など、県内、県庁内で、どのような対策を行っていくのか教えていただこうかと思えます。

【入札監理課長】

入札関係の業務に関して、不祥事防止対策といたしましては、冒頭、委員長からお話がありましたように、監視委員会の方から御提言を頂いた内容を踏まえまして、いわゆるハード面ソフト面両面から色々と対策を講じてといくという形になっております。まず、入札に関するシステムの関係につきましては、セキュリティ対策を向上させたっていうのを継続的に行っておりまして、パスワードの管理とか、定期的なパスワードの変更というのは継続的に実施いただいているというような形になっております。あとは毎年、各所属からですね、いわゆるその情報管理に関するセキュリティ対応として、チェックリストの報告を義務づけさせていただいております。その内容で不備があれば、適時指導するというような形をとらせていただくこととしております。併せまして、コンプライアンス研修という形で、公正取引委員会の職員の方を講師に招いて、入札に特化した、秘密情報漏えいとかそういうものに対しては重罪を与えるというところも踏まえまして、契約関係に携わる職員を対象に、研修を行うというような形をとらせていただいております。発注量が多い、土木部、農林水産部の出先事務所に対しては、２年に１度、実際に立入りして、現状を把握するというような形の取組も継続的に取らせていただくことも考えているところでございます。一般的なものとしては、当然ながらですね、法令遵守、コンプライアンス徹底ということで、風通しのよい職場作りにも取り組むとともに、いわゆる定期的に各所属で、管理職と職員の双方向の研修とか、そういう形で、引き続きしっかりと取り組んでいきたいと考えています。昨年度、澤田委員から市町村に対して、一緒にやれるところはやってほしいとございましたので、昨年度もお声掛けをさせていただいたところですが、先ほど申し上げた、公正取引委員会を招いた研修とかではですね、お声掛けをして一緒になって、法令遵守に取り組めるような、事業を実施していきたいと考えているところでございます。

【伊藤（宏）委員長】

よろしいでしょうか。

それでは次にその他に移ります。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

事務局のほうからございますでしょうか。

【入札監理課主幹兼副課長】

それでは事務局のほうから、次回の抽出案件の審議対象期間及び抽出テーマの設定並びに抽出チームの指名をお願いしたいと思います。

【伊藤（宏）委員長】

事務局から審議依頼がございました。抽出テーマについて、ご意見がなければ事務局のほうに出していただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

はい、ではお願いします。

【入札監理課主幹兼副課長】

それでは事務局案を申し上げます。

抽出テーマは、入札不調等になった案件、対象期間は令和6年4月から令和7年2月分、抽出委員は昨年度からの引き続きとして、五十音順で、佐藤委員、澤田委員ではいかがでしょうか。

【伊藤（宏）委員長】

抽出テーマは、入札不調等になった案件、対象期間は令和6年4月から令和7年2月分、新しい委員になって、順番なのですが、たまたま新城委員が抜けたあとのところに五十音でいうと鈴木委員が入っている形になっていまして、昨年度の最後が伊藤洋子委員と小堀委員で終わったので、その続きでやるということで恒例だろうと、佐藤委員と澤田委員ということでお願いいただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

はい。それでは、本日の議事はこれで終了いたします。

どうもありがとうございました。

【入札監理課主幹兼副課長】

事務局から御連絡でございます。

次回の委員会は7月に開催を予定しております。本日中に日程調整表をメールにより送らせていただきますので、御手数ですが、5月1日（木）までに事務局へ御提出いただきますようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、「第98回福島県入札制度等監視委員会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。